

山口市災害時用ストーマ装具保管事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害の発生又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に備え、市があらかじめストーマ装具（蓄便袋又は蓄尿袋のほか皮膚保護材及び袋を体に密着させる物等の付属品を含む。以下同じ。）を希望する所有者から預かり、保管し、災害時に返却する山口市災害時用ストーマ装具保管事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、山口市とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、本市に住所を有する者のうち、人工肛門又は人工膀胱を造設している者とする。

(対象物)

第4条 事業の対象となるストーマ装具は、10日分程度の蓄便袋及び蓄尿袋並びにこれらの使用に必要な衛生用品とする。

(保管の依頼)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「保管依頼者」という。）は、災害時用ストーマ装具保管依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）を、前条に規定するストーマ装具とともに市長に提出するものとする。

2 保管するストーマ装具は、次に掲げる要件を全て満たす袋に収納し、提出するものとする。

- (1) 袋の表面に保管依頼者の氏名、住所及び連絡先の電話番号の記載があること。
- (2) 袋の大きさはA4サイズ程度とし、保管するストーマ装具を全て収納できること。
- (3) 密閉できる透明な袋であること。

3 市長は、災害時用ストーマ装具保管台帳（様式第2号）により、ストーマ装具を管理するものとする。

(保管場所及び期間)

第6条 前条の規定により提出されたストーマ装具は、災害時に避難所となる地域交流センター（秋穂地域にあつては秋穂保健センター）又は分館において保管する。

2 ストーマ装具の保管期間は、保管依頼を受け付けた日の属する月の翌月から起算して1年間とする。ただし、当該保管期間を経過したものについては、市長が保管依頼者に返却し、又はあらかじめ保管依頼者の同意を得た上で一定期間経過後に処分するものとする。

3 保管に要する費用は、無料とする。

(災害時の引渡し)

第7条 災害時に、前条の規定により市が保管しているストーマ装具の引渡しを希望する保管依頼者（代理人を含む。）は、災害時用ストーマ装具引渡依頼書（様式第3号）を市長に提出する

ものとする。

(保管の更新)

第8条 市長は、保管期間の経過後も引き続き事業を利用しようとする保管依頼者に対し、保管期間が満了する日までに、依頼書及び保管依頼者の所有する新たなストーマ装具及び依頼書の提出を求め、保管していたストーマ装具を返却するものとする。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により保管を更新する場合について準用する。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月18日から施行する。

年 月 日

山口市長 様

依頼者 住 所
ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日
電話番号
対象者との続柄 （ ）

災害時用ストーマ装具保管依頼書

山口市災害時用ストーマ装具保管事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおりストーマ装具の保管を依頼します。また、確認事項欄に記載された各項目について同意します。

対 象 者	住 所	□依頼者と同じ
	ふ り が な 氏 名 生 年 月 日 電 話 番 号	□依頼者と同じ
確 認 事 項	1 ストーマ装具の品質管理などに関し、市は一切の責任を負いません。ただし、市の故意又は重大な過失による滅失又は損傷はこの限りではありません。 2 保管期間は、受付日の属する月の翌月から起算して1年間とし、保管期間を経過したストーマ装具について、返還を受けてください。ただし、連絡が取れない等、返還ができない場合は、一定期間経過後に市が処分します。 3 保管期間の経過後も引き続きストーマ装具の保管を希望する場合は、保管期間が満了する日までに、新たなストーマ装具を袋に入れ、依頼書とともに市に提出してください。 4 災害時のストーマ装具の引渡しを希望する場合は、保管を依頼した地域交流センター（秋穂地域にあっては秋穂保健センター）又は分館で引渡しを行います。ただし、保管場所が被災した場合は、引渡しができない場合があります。	

（市記入欄）

受付番号	受付日	保管期間満了日	備 考
	年 月 日	年 月 日	

様式第2号（第5条関係）

災害時用ストーマ装具保管台帳

[illegible]

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

山口市長 様

依頼者 住 所
ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日
電話番号
対象者との続柄 （ ）

災害時用ストーマ装具引渡依頼書

山口市災害時用ストーマ装具保管事業実施要綱第 7 条の規定により、ストーマ装具の引渡しを依頼します。

対 象 者	住 所	☐ 依頼者と同じ
	ふ り が な 氏 名 生 年 月 日 電 話 番 号	☐ 依頼者と同じ